

『祕書監致仕呂府君墓誌銘并序』をめぐって

坂内 榮夫

一

『祕書監致仕呂府君墓誌銘并序』⁽¹⁾なる墓誌がある。この墓誌は、まず次のように書き始められている。

先府君 諱は讓、字は遜叔、其の先は炎帝の胤なり。名徳は繼承し、載せられて國史に在り。冑緒の綿遠たること、家諱に詳らかなり。曾祖 諱は崇嗣、經術を以つて聞こえ、徴されて祕書郎を授けらるるも就かず。顯祖 諱は延之、越州刺史・浙江東道節度使なり。皇考諱は渭、禮部侍郎・湖南觀察使。皇妣は河東郡夫人柳氏。外祖の識、屯田郎中・集賢殿學士、名は四海に高し。府君は七歳にして潭州に在り。七日の内、繼いで怙恃を失ひ、號慕すること成人の如し。伯兄故衡州刺史と仲兄等は視るに忍びざる所なり。既に祥し、春秋左氏傳を念おぼへること、日に五百字。衡州伯父其の首を撫して曰く、聰明厚重たりて、吾家の寶なり。……

呂府君の名前は讓、字は遜叔。父親は禮部侍郎を経て湖南觀察使で終わった呂渭、祖父は越州刺史・浙江東道節度使の呂延之⁽²⁾である。曾祖父である崇嗣は、仕官しなかつたという。父親の呂渭は『兩唐書』に立傳されており、『舊唐書』卷百三十七の本傳によると次のようにいう。

呂渭、字は君載、河中の人。父は延之、越州刺史・浙江東道節度使なり。渭 進士に擧げられ、累^{つづ}けて婺州永康令・大理標事を授けらる。……渭 累けて舒州刺史・吏部員外・駕部郎中・知制誥・中書舍人を授けらる。母の憂もて罷む。服闋^かはりて、太子右庶子・禮部侍郎を授けらる。……渭 又た裴延齡の子操に結附し、進士に擧ぐ。文詞 工に非ざるも、渭 之を擢きて第に登し、正人に嗤鄙せらる。閣に入るに請託の文記を遺失するに因り、遂に出だされて潭州刺史・兼御史中丞・湖南都團練觀察使と爲る。任に在ること三年、政は甚だ煩碎なり。貞元十六年に卒す、年六十六、陝州大都督を贈らる。子は温・恭・儉・讓。

この後、長男の呂温の傳があり、その最後に他の息子たちについて短かく記述されている。そこには、次のようにある。

恭・儉は皆な侍御史に至る。讓は太子右庶子に至る。皆な美才有り。後、吉甫の再び中書に入りてより、長慶以後 李徳裕の黨盛んにして、呂氏の諸子 達官に至る者無し。

本傳に見えるように、呂渭（七三五〜八〇〇）は科擧に及第した後官歴を重ねて、太子右庶子・禮部侍郎にいたる。そして、その後潭州刺史・湖南都團練觀察使に左遷され、貞元十六年に六十六歳でその地に死去したのである。⁴⁾そして、四人の息子、温・恭・儉・讓がいたと書かれている。このうち官が太子右庶子に至ったとされる末子の讓が、ここに取り上げた墓誌の墓主呂讓⁵⁾である。

さて、話を息子の呂讓墓誌にもどすと、そこでは次のように呂讓の官歴を記している。

二十三にして進士に上第し、祕書省校書郎に解褐す。支使を以つて故相國彭原李公程を鄂嶽に佐^{たす}け、歳餘に入りて奏す。相國崔公植 公の文章の名重きを以つて、特に右拾遺史館修撰を公に授けんと欲するも、公は年少を以つて謙辭すれば、即日^{すなはち}に藍田縣尉に除す。邠率高公霞寓 勲業を以つて邊に臨み、府幕を重んぜんと欲し、公に強ひて書記と爲し、監察御史裏行に改めらる。殿中侍御史に轉じて緋魚袋を賜ふ。府 罷め三原縣令に除せらる。檢校尚書倉部員外郎兼侍御史に改められ、留守判官を以つて相國彭原李公を北都に佐け、檢校都官郎中に轉ず。府 換はり、表に隨ひて闕に赴き、海州刺史を授けらる。郡を罷めて西歸すれば、時に彭原公 大梁に鎮たり。軍司馬を以つて公を留め、檢校祕書少監兼御史中丞に改めらる。未だ半歳ならずして彭原公 再び河中を領すれば、公の職故の如し。……彭原公の南のかた峴首に鎮たるに洎び、亦た公に従ふを請ふ。府 罷めて膳部郎中に除せられ、萬年縣令に改めらる。疾もて免ぜらる。既に平^いえれば、司農少卿と爲り、大理少卿に轉じ、右庶子に遷る。……

元和十年（八一五）に二十三歳で貢舉（科擧）に及第して祕書省校書郎で解褐した後、李程⁽⁶⁾や高霞寓⁽⁷⁾に辟召されてその幕職官となり、その後今度は正規の律令官に任官するという過程を繰り返している。先ず、祕書省校書郎の後、李程の下で鄂嶽觀察支使となり、宰相崔植の右拾遺史館修撰への推薦を辭退し、藍田縣尉に任官した。その後、高霞寓の下で邠寧節度掌書記（監察御史裏行、後に殿中侍御史、賜緋魚袋⁽⁸⁾）となる。これ以降、地方官は除いてそれ以外の使職は全て李程の幕府下のものとなるが、以下三原縣令・河東節度留守判官（檢校尚書倉部員外郎兼侍御史、後に檢校都官郎中）・海州刺史・宣武軍節度行軍司馬（檢校祕書少監兼御史中丞）・河中晉絳節度行軍司馬（同前？）・山南東道節度行軍司馬（？）・膳部郎中・萬年縣令という地方官・使職を経て、司農少卿・大理少卿・太子右庶子と京官に昇進している。そして、晩年については次のように述べている。

爾れ自り門を杜^ふぎ、唯だ經典を以つて娛と爲す。是れ繇り徳王の傳と爲るも、中書の闇者を叱するに因りて、太子洗馬・分司東都に降る。復た漢王の傳と爲り、祕書監に改められて致仕す。大中九年十月廿四日、養を歸仁里の私第に棄つ。享年六十三。朝を輟^やむること一日、左散騎常侍を贈り、一月の俸^おを贈^{おく}る。

親王府の官である徳王の傳になり、その後一度左遷された。再び漢王府の傳となり、最後に祕書監となつて致仕し大中九年（八五五）に六十三歳で死去したというのである。つまり、呂讓の生没年は貞元九年（七九三）〜大中九年（八五五）と言うことになる。そして、墓誌では最後に呂讓の息子たちについて次のように述べている。曰く、

公の五子、長は煥と曰ひ、病を抱き□無く、永く慈訓に負き、天に向かひて長號し、涙盡きて血繼けり。次は焯と曰ひ、前郷貢進士。克く門業を嗣ぎ、能く家道を成す。次は焯と曰ひ、焯と曰ひ、文を修めて紹進し、已に時譽を獲たり。季は烜と曰ひ、不幸にして勞疾に染まり、公に先だつこと十有二旬にして夭せり。女四人、二人は早く亡し、二人は室に在り。

墓誌の記述によれば、呂讓には煥・焯・焯・焯・焯の五人の息子がいた事が確認できる。

さて、今まで述べてきたように、呂讓⁽⁹⁾は正史にまとまった傳が載せられていないことからわかるように、官僚として目覚しく榮達した人物でもなく、また文學者・思想家として後世に名を残した人物でもない。つまり、中國史上にそれほどの著名人とは言えない。それでは、なぜこの呂讓なる人物を取り上げたかという点、それは彼が後世になると純陽真人宇佑帝君呂洞賓の父親とされるからである。『歴世眞仙體道通鑑』⁽¹⁰⁾ 卷四十五「呂洞賓傳」に言う。

先生 呂崑（巖）、字は洞賓、號は純陽子。世に傳へて以つて東平の人と爲す。一に云う、西京河南府蒲坂縣永樂鎮の人。即ち今の河東河中府なり。曾祖 延之、唐に仕へて浙東節度使に終はる。祖 渭、進士に第し、徳宗貞元中に官は禮部侍郎に至る。晩に潭州刺史と爲る。四子有り、温と曰ふは、字は化光、官は衢（衢）州刺史に至る。恭と曰ふは、嶺南判官なり。儉と曰ふは、御史と爲る。讓と曰ふは、太子右庶子を歴す。或いは海州刺史に終はると曰ふ。先生は乃ち讓の子なり。貞元十二年丙子四月十四日、林檎樹の下に生まる。

少くして聰敏、日に萬言を誦す。文宗の開成二年丁巳に至り、進士に擢擧さる。時に年四十二歳。……一に云ふ、武宗會昌中、兩たびに進士に擧ぐも第さず。因りて長安道中に於いて、華山に遊ばんと擬す。……

同じ事は明代の『呂祖志』⁽¹¹⁾ 卷一「真人本傳」にも見えている。曰く、

呂崑（巖）、字は洞賓、へ一に名は巖客、一に初紹先と云ふ。唐河中府永樂縣の人。へ一に蒲坂と云ひ、一に河東と云ふ。曾祖延之、浙東節度使に終はる。祖渭、禮部侍郎に終はる。父讓、海州刺史。貞元十四年、四月十四日巳時に生まる。母 褥に就く時、異香 室に滿つ。……咸通中へ一に開成と云ふ。進士の第に擧げらる、時に年六十四歳。へ一に年五十、初めて道を知ると云ふ。……

このように、呂洞賓は貞元十二年（七九六）、または十四年（七九八）に海州刺史に終わった、或いは太子右庶子にまでなった呂讓の息子として生まれた、ということになっているのである。⁽¹²⁾

しかしながら、この系譜は今見た通り父親とされる呂讓の墓誌銘には呂巖（洞賓）の名はなく、また他の兄弟と輩行も全く一致しない。そもそも、呂洞賓が生まれた（事になっている）貞元十二年の時點で、父親とされる呂讓は四歳に過ぎず、呂洞賓が呂讓の子供であると言う事は考えられない。このような極端な生年が設定されたのは、呂洞賓の存在が架空であればこそその結果である、と言わねばならないだろう。つまり、呂洞賓が呂讓の子供であるという事に關しては文献的明證もなく、また年齢的にも不可能であると考えざるを得ない。従つて、呂洞賓の

出自に關しては甚だ怪しく、彼の實在も大いに疑問であり、呂洞賓の存在は傳説であろうと考えるのがよいと思われる。

二

今まで述べてきたように、呂洞賓の歴史的實在は限りなく疑わしく、その存在は恐らく傳説であろうと考えるなら、その傳説は一體いつごろから始まったのであろうか。この問題については、從來浦江清氏や小野四平氏に研究があり、それによると『皇朝事實類苑』卷四十三に引く楊億（九七四—一〇二〇）の『楊文公談苑』⁽¹⁴⁾に

張洎 家居するに、忽ち外に一隱士の通謁するもの有り。乃ち洞賓の名姓なり。洎 倒屣して之に見ゆ。洞賓自ら呂渭の後と言ふ。渭の四子、温・恭・儉・讓。讓は海州刺史に終わる。洞賓の系は海州房より出ず。讓の任官する所、唐書に載せず。

とある事や、葉夢得（一〇七七—一一四八）『巖下放言』卷中に見える

世傳に、神仙呂洞賓、名は巖、洞賓は其の字なり。唐呂渭の後、五代の間鍾離權に従ひて得道す。

という記述。また、南宋吳曾『能改齋漫錄』卷十八「呂洞賓唐末人」に

唐異聞集に沈既濟の枕中記を作りて云ふを載す、開元中に道者の呂翁（か）經て邯鄲道上の邸舍中に、囊中の枕を以て借せば廬生の睡事ありと。此の呂翁は洞賓に非ざるなり。蓋し洞賓嘗て自ら序し、以って呂渭の孫と爲す。渭は徳宗朝に仕ふ。今開元中と云へば、則ち呂翁の洞賓に非ざるは疑ふべき者無し。

等の記述から、北宋初期には呂洞賓が呂渭の孫であるという呂洞賓傳説が流布していたと考證されてきた。

ところが近年 馬曉宏氏や Farzeen Baldrian-Husein 氏⁽¹⁵⁾の研究により、呂洞賓傳説の發生はもう少し時期が早まり、五代の時代まで遡るであろうと考えられるようになった。この五代の發生時期について、筆者は異論を唱えたり新たな見解・補足資料を提示できるわけではないが、Husein 氏が注記している『太平寰宇記』の記述については聊か問題があると思われるので、その点についてここで検討を加えてみたい。

『太平寰宇記』に呂洞賓の名前が見えている記述とは、以下の二箇所の記述である。卷一〇九「江南西道」「吉州」「吉水縣」では、次のように見える。

雪浪閣。縣北の崇元觀に在り。呂洞賓に詩有り。云う、……

ここには、明確に呂洞賓の名前が見えている。また、呂洞賓と確定できないが、呂仙の名稱が見えているのが、

卷一〇六「江南西道」「筠州」「高安縣」にある次のような記述である。

藥湖。城西南二十五里に在り。呂仙 嘗て丹を遺^{わす}ると相傳ふ。故に湖の蛙鳴かず。

以上のように、『太平寰宇記』には呂洞賓や呂洞賓と思われる人物の事跡について述べられていると言うのである。

しかし、ここで注意すべきは『太平寰宇記』の版本についてである。上記の記述が見えているのは、Hussein氏が明記するように光緒八年刊の金陵書局本なのである。『太平寰宇記』には他の版本も存在し、現在普通には影印本として萬廷蘭本(嘉慶八年重刊本)、『太平寰宇記』がよく用いられている。また、その他に殘本ではあるが、宮内廳書陵部に南宋刊『太平寰宇記』が所藏されている事は周知の事實であらう。そして、近年この本が影印出版されて誰でも容易に見ることができるようになり、⁽¹⁶⁾ 幸いな事には卷一〇六と卷一〇九は宮内廳本に現存している。それを見ると、卷一〇九の「吉水縣」の記述では、「舊郡城」の次はすぐに「吉陽城」が續いており、金陵書局本に見えていた呂洞賓に関する記述のある「雪浪閣」と「般若巖」「鷓鴣洞」の三條の記事は存在していない。また卷一〇六「高安縣」についても同様であり、「敗伏山」以下は直接「八疊山」に續いており、金陵書局本に見えていた呂仙の記述がある「藥湖」をはじめとする、「龍化山」「白鶴山」「荷山」「釣山」「李家嶺」「春洞」「迷仙洞」「鐘口江」「平湖」「劍池」の十一條の記事も存在していないのである。この二箇所の記事は、萬廷蘭本(嘉慶八年重刊本)『太平寰宇記』も宮内廳藏南宋本と同様で、呂洞賓に関わる記事を含むこれらの記事は

載せられていないのである。

そもそも、この金陵書局本『太平寰宇記』は、樂史の原文とは考えられない後世の偽文の竄入が多いテキストとされており、取り扱いには注意しなければならない。この事は、例えば王文楚氏がすでに指摘しているように、⁽¹⁷⁾同じ巻一〇九「吉州」の新淦縣でも、「金水」と「故巴山縣」の間に「湓山」「小廬山」「黄檗山」「仙女峯」「楓岡塞」「許紹墓」「蘇合墓」の七條が宋本と比べて添入されている。そして、「小廬山」の條には次のような説明が加えられている。

小廬山。縣北六十里に在り。山は周廻百里、南は樂安に接し、北は豐城界に抵^{いた}る。

ここに見えている「樂安縣」であるが、『宋史』卷八十八「地理志四」「江南西道」「撫州」によれば、

樂安 紹興十九年に置く。崇仁・吉水の四郷を割きて之に隸^{したが}はしむ。

とあるように、樂安縣の設置は、南宋初期の紹興十九年(一一四九)まで下るのである。従って、この記述が樂史の原文ではないことは明らかであろう。

以上の例からも金陵書局本『太平寰宇記』は後世の竄入が多く、信用できない文章を多く含んでいるテキストと言わなければならない。従って、宋版に見えずに金陵書局本にのみ見えている呂洞賓の記述は、金陵書局本

の性格から考えると、後世の竄入と考えるのが妥當と思われる。

以上のことを考え合わせると、呂洞賓傳説の發生時期として現時點で一番古いと考えられるのは、馬曉宏氏や森由利亞氏が指摘されている通り、張齊賢『洛陽搢紳舊聞記』⁽¹⁸⁾に見える以下の記事であると思われる。卷三「田太尉候神仙夜降」に太祖・太宗兩朝に仕えた軍人田重進(九二九〜九九七)⁽¹⁹⁾の逸話を載せて次のように言う。

田太尉重進 始め戎行より起き、常に太祖皇帝の前隊と爲りて勞を積み、侍衛馬歩軍都虞候に至る。太宗朝に移りて永興軍に鎮たり。重進 晩年道を好み、酷^{はなは}だ黄白の成るべきを信ず。軍人を揀停さるる？張花項有り。道士の服を衣て、俗に其の項に雕篆多きを以て、故に之を目して花項と爲す。晩に出家して道士と爲る。へ今時 人の尚ほ關右に在るを見るもの有り。へ自ら言ふ、黄白を術とすれば金の成るべき有り。重進 甚だ信じて之を重んず。……花項素より飲酒せず。へ飲酒せずと偽稱す。へ一日昏黒の方に來りて衙に歸る。田 之を訝しむ。既に至れば即ち已に醉へり。明日、歸りの遲きを怒る。面に之を詰めて曰く、尊師 從來重進に對して解く酒を喫まずと言ふ。昨晚大醉するも辭色は俱に厲し。花項微笑して徐ろに答へて曰く、某 從來實に飲酒せざるも、昨日街市に偶たま仙人に見ゆ。言訖はりて西に向ひて空を望みて頂禮す。重進 曰く、仙人是れ誰ぞ、即ち今何^いこに在るか。花項 肅容として聲を低めて言ひて曰く、即ち呂洞賓なり。(時人皆な呂洞賓の神仙爲るを知る。故に花項 之に見へ一作及ゆと言ふ。)⁽²⁰⁾既に呂洞賓に見へ、須らく相召され街市に於いて飲酒すべきも、某 喫まずと言ふ。曰く、但だ飲むも必ず大いに酔はず。某 禮拜し謝し訖り、凡そ二十餘盞。仍ほ某に問ふ、何處に下れるか。某答へて云ふ、大尉の處に在りと。……

以上のように、張花頂なる道士が市中で呂洞賓と出會い、酒を酌み交わしたと自稱した事が述べられている。この話から見ると、田重進の時代に神仙呂洞賓の存在が世間に廣まっていた事は明らかであろう。『洛陽播紳舊聞記』は景德二年（一〇〇五）に成立しており、また逸話の主人公田重進は、至道三年（九九七）に六十九歳で死去している。以上の事から考えると、呂洞賓傳説は五代の時期には發生していたと推測する事が妥當であろうと考えられる。

以上本論で縷々述べた通り、呂洞賓が海州刺史呂讓の息子であるという系譜は文獻的明證はなく、呂讓の年齢にも不可能であろうと思われること。従って、呂洞賓の實在についても信用し難いと言わねばならない。そこで、現在のところ所謂呂洞賓傳説の始まる時期については、五代期からと考えておくのが妥當であると思われる。しかし、金陵書局本『太平寰宇記』にみえる呂洞賓の記事は、五代期に呂洞賓傳説が存在していた根據としては成立し難いと考えるべきであろう。

本稿は平成十八年度科學研究費補助金・基盤研究（C）「唐宋心性思想に関わるデータベース構築の試み」による研究成果の一部である。

注

（一）「唐故中散大夫祕書監致仕上柱國賜紫金魚袋贈左散騎常侍東平呂府君墓誌銘并序」周紹良主編『唐代墓誌彙編』

編』下 上海古籍出版社、『全唐文新編』十四册 吉林文史出版社、『隋唐五代墓誌匯編』洛陽十四册、
『北京圖書館藏中國歷代拓本彙編』唐三十二册など。

(2) 呂延之については、『舊唐書』卷十一「肅宗本紀」に「(乾元二年「七六七」)六月己巳、以明州刺史呂延之爲越州刺史、充浙江東道節度使。」と記載がある。また、柳宗元が書いた呂恭の墓誌(「呂侍御恭墓誌」『柳宗元集』卷十)にも

呂氏世居河東、至延之始大、以御史大夫爲浙東道節度使。延之生渭、爲中書舍人、尚書禮部侍郎、刺湖南七州。生四子温・恭・儉・讓。

と書かれている。

(3) 『舊唐書』卷百三十七 『新唐書』卷百六十 呂渭傳

(4) 『因話錄』卷四「角部」には、湖南觀察使に左遷された時期の呂渭と、衡山にいた上清派道士田良逸(?)
八一一)との交渉を傳えている。また、息子の呂温が衡州刺史となった際にも田良逸を尋ねた話が見えている。呂洞賓が呂渭の孫とされた背景には、或いはこのような呂渭親子と上清派道士との関わりがあったからであろうか。

(5) 呂讓には、『舊唐書』卷十八上「武宗本紀」に次のような發言が見えている。

(會昌六年「八四七」二月)壬午、右庶子呂讓進狀。亡兄温女、大和七年、嫁左衛兵曹蕭敏、生二男。開成三年、敏心疾乖忤、因而離婚。今敏日愈、却乞與臣姪女配合。從之。

(6) 『舊唐書』卷百六十七 『新唐書』卷百三十一 李程傳參照。『舊唐書』李程傳によつて呂讓と關係する履

歴を挙げれば、以下のようである。

李程、字表臣、隴西人。父鸞伯。程、貞元十二年進士擢第、又登宏辭科。……(元和)十三年四月、拜禮部侍郎。六月、出爲鄂州刺史、鄂嶽觀察使。入爲吏部侍郎、封渭源男、食邑三百戶。敬宗即位之五月、以本官同平章事。……寶曆二年、罷相、檢校兵部尚書、同平章事、太原尹、北京留守、河東節度使。大和四年三月、檢校尚書左僕射、平章事、河中尹、河中晉絳節度使。……(大和)七年六月、檢校司空、汴州刺史、宣武軍節度使。九年、復爲河中晉絳節度使、就加檢校司徒。開成元年五月、復入爲右僕射、兼判太常卿事。十一月、兼判吏部尚書銓事。二年三月、檢校司徒、出爲襄州刺史、山南東道節度使。卒、有司諡曰繆。子廓。

(7) 『舊唐書』卷百六十二 『新唐書』卷百四十一 高霞寓傳參照。『舊唐書』高霞寓傳によつて呂讓と關係する履歴を挙げれば、以下のようである。

高霞寓、范陽人。祖仙、父栖鶴、皆聞以孝。……(元和)十三年、出爲振武節度使、入爲左武衛大將軍。長慶元年、授邠寧節度使。三年、就加檢校右僕射。四年、加檢校司空、又加司徒。寶曆二年、疽發首、不能理事、求歸闕下。其夏、授右金吾衛大將軍、檢校司徒、途次奉天而卒、年五十五、贈太保。

(8) () 内の職名は使職の任にある者につけた、寄祿官名である。

(9) 柳宗元には、呂讓についての「送表弟呂讓將仕進序」(『柳宗元集』卷二十四)も殘されている。

(10) 『正統道藏』百三十九く百四十八册

(11) 『正統道藏』千百十二く千百十三册

(12) 兩書で呂洞賓の出生年が異なっている事自體、呂洞賓が架空の存在である可能性を強く示唆していると思われる。

(13) 浦江清「八仙考」『清華學報十一—』一九三六 後に『浦江清文錄』（人民文學出版社 一九八九）に収録
小野四平「呂洞賓傳説について」『東方宗教』三十二號 一九六八

(14) ここには、呂洞賓が呂讓の息子である事を述べるのみで、生年月日についての言及はない。恐らく、この段階では呂洞賓の生年月日までは特定されていないのだと思われる。先に引用した『歷世眞仙體道通鑑』等の記述と比較すれば、呂洞賓傳説が次第に膨らんでいく様子を窺うことができると思われる。なお、元符中進士の范致明撰『岳陽風土記』（『古今逸史』所收）にも、以下のように呂洞賓の傳記が載せられている。

先生名岩、字洞賓、河中府人。唐禮部尚書渭之孫、渭四子、温恭儉讓。讓終海州刺史、先生海州出也。會昌中、兩舉進士不第、即有棲隱之志、去遊廬山遇異人、授劍術得長生不死之訣。

ただ、ここにも生年に關する記述はなく、會昌中に科舉（貢舉）に落第したとされている。次注に挙げた Hussein 氏論文を参照のこと。

(15) 馬曉宏「呂洞賓神信仰溯源」『世界宗教研究』一九八六一三

Farzeen Baldrian-Hussein 「Lu Tung-Pin in Northern Sung Literature」『Cahiers d'Extreme-Asie』2 1986 Kyoto

また、森由利亞「宋代における呂洞賓説話に關する一試論」『早稻田大學大學院文學研究科紀要・別冊』哲學・史學編 十七 一九九〇も参照の事。

(16) 『宋本太平寰宇記』中華書局 二〇〇〇年

(17) 王文楚『太平寰宇記』成書年代及版本問題』『復旦學報』（社會科學版）一九九六一—二 及び前掲『宋本太平寰宇記』前言。なお、本稿の編輯作業が行われている間に、王文楚氏校點による『太平寰宇記』（中華書局 二〇〇七）が出版された。それを見ると、ここに述べた卷一〇六の十一條と卷一〇九の三條の増廣についても、「非樂史原文、爲後世竄入」と注記されている。

(18) 『知不足齋叢書』所收。また、前掲 馬曉宏氏論文 參照。なお、Hussein 氏論文に引かれているように、宋初陶穀（九〇三—九七〇）『清異錄』『酒漿門』にも

含春王。唐末馮翊城外酒家門額書云、飛空却回顧、謝此含春王。於王字末、大書酒也。字體散逸、非世俗書、人謂是呂洞賓題。

と呂洞賓の記事が見えている。しかし、『清異錄』に関しては、余嘉錫『四庫提要辨證』卷十「子部九」『清異錄』によって、陶穀の作ではなく後人の假託であろうと考證されている。また、Hussein 氏論文注（27）も参照

(19) 『宋史』卷二六〇 田重進傳には、次のように言う。

田重進、幽州人。形質奇偉、有武力。周顯德中、應募爲卒、隸太祖麾下。從征契丹、至陳橋還、遷御馬軍使、積功至灤州刺史。太平興國四年、從征太原還、錄功擢爲天德軍節度使。六年、改侍衛步軍指揮使。八年、改領靜難軍節度使。……（雍熙）三年、率師入遼境、攻下岐溝關、殺守城兵千餘及獲牛馬輜重以還。四年春、改彰信軍節度。淳化三年、改眞定尹、成德軍節度。未幾、移京兆尹、永興軍節度。五年、改知延州、復還鎮。至道三年卒、年六十九、贈侍中。

(20) ここは、おそらく注釋の文章であろう。